

改 正 案

現 行

（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第二十七条 令第六条第八項第二号に規定する主務省令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業とする。

2
2

（略）

（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第二十七条 令第六条第八項第二号に規定する主務省令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

2
2

（略）